

令和4年度 高知市技能功労者表彰式



🎉 おめでとうございます



長年技能一筋に精進をされ、様々な分野で社会の発展に貢献してこられた方々の功績をたたえ、「高知市技能功労者表彰」の表彰式を、11月7日(月)に総合あんしんセンターにおいて行いました。

この表彰は、技能職者の社会的・経済的地位と技術水準の向上を図る目的で、昭和48年から行っています。50回目となる今回の表彰では、以下の16名の方が表彰を受けられました。

■ 表彰を受けられた皆様 (50音順 敬称略)

氏名	職種
石川 禎久	配管技能者
伊東 俊雄	電気工事技能者
大南 龍司	一般機械器具組立・修理技能者
小川 清広	調理技能者(西洋料理)
掛水 真二	内装仕上技能者
狩野 智子	広告美術技能者
川田 晶一	調理技能者(日本料理)
吉良 公一	珊瑚加工技能者
高塚 和史	調理技能者(日本料理)
近澤 謙治	配管技能者
筒井 忠幸	土木技能者(圧入工)
中岡 健一	配管技能者
中田 周作	造園技能者
藤島 正守	消防設備技能者
守谷 巧	配管技能者
吉市 克典	理容技能者



◆ 表彰式の様子

令和4年10月1日

労働者協同組合法 が施行されました

新しい働き方が
始まります!



労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。この法律では、労働者協同組合を通じて、多様な就労の機会を創出すること、地域における多様な需要に応じた事業を行われることを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としています。

背景

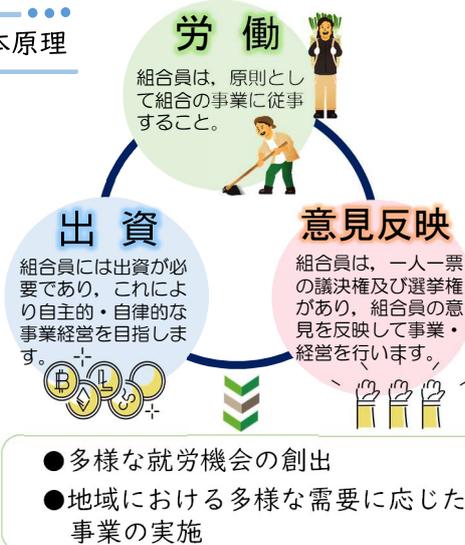
- ◆ わが国では、少子高齢化が進む中、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされていました。
- ◆ 担い手になろうとする人々は、様々な生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、NPOや企業組合といった法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たず活動していました。
- ◆ しかし、これらの既存の枠組みでは、出資ができない、営利法人である、財産が個人名義となるなど、一長一短があることから、多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。

労働者協同組合とは



労働者が組合員として出資し、それぞれの意見を反映して、自ら従事することを「基本原理」とし、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組む新たな組織

基本原理



持続可能で活力ある地域社会の実現



労働者協同組合の主な特色

1 地域における多様な需要に応じた事業ができる

- ▶ 労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能
- ①介護・福祉関連(訪問介護等)、②子育て関連(学童保育等)、③地域づくり関連(農産物加工品販売所等の拠点整備等)等

2 組合員の議決権、選挙権は平等

- ▶ 株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1票の議決権と選挙権を有する。

3 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

- ▶ 設立・・・3人以上の発起人が揃えば設立可能。
- ▶ NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される(準則主義)。

4 組合員は労働契約を締結する必要がある

- ▶ 組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

5 出資配当はできない

- ▶ 配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

6 都道府県知事による監督を受ける

- ▶ 毎年度、決算関係書類などを提出する必要がある。



詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。



令和4年10月9日から

高知県の最低賃金改正のお知らせ

時間額 **853円**

33円up!



最低賃金制度とは、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

※パート・学生アルバイトなども含め、年齢や働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

掛金に国の助成が受けられる!

中退共
CHU-TAI-KYO
中小企業退職金共済事業本部

- 国の退職金制度 ● 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単 ● パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

中小企業退職金共済制度は、1959(昭和34)年に中小企業退職金法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。